

民生委員・児童委員が退任されました

次の地区・地域を担当していた民生委員・児童委員が退任されました。後任は決定次第お知らせします。その他の地域の担当は、お問い合わせください。

地区・地域 忠生第二・本町田 町田木曾住宅二全、ホ1～12号
問 福祉総務課 ☎724・2537

世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間 市庁舎をブルーにライトアップします

毎年4月2日は、国連が「世界自閉症啓発デー」と定め、自閉症を理解していただくための普及活動が行われています。また、4月2日～8日は厚生労働省が「発達障害啓発週間」と定め、自閉症を含めた発達障害の理解を深めていただくための啓発活動が行われています。これらの普及・啓発活動の一環として、市庁舎を自閉症のシンボルカラーであるブルーにライトアップします。

日 4月5日(水)午後6時30分～9時

問 障がい福祉課 ☎724・2145 FAX 050・3101・1653

市内のバス等で

交通系ICカードによる障がい者割引が使えるようになります

障がい者割引が適用される方向けの交通系ICカード(Suica、PASMO)で、市内の鉄道や路線バス、町田市地域コミュニティバス(玉ちゃんバス、かわせみ号)と小山田桜台・多摩南部地域病院間運行小型バスに乗車する場合、3月18日(土)からは障がい者手帳等を呈示することなく、割引運賃で乗車できるようになります。詳細は市HP(右記二次元コード)をご覧ください。



対 中学生以上の第1種身体障害者または第1種知的障害者と、障がい者本人を介護する任意の方1人(第2種身体障害者及び第2種知的障害者は対象外)

問 交通事業推進課 ☎724・4261 FAX 050・3161・6322

献血にご協力ください

日 3月24日(金)、午前10時～11時30分、午後1時～4時 **場** ワンストップロビー(市庁舎1階)

問 福祉総務課 ☎724・2537

実施します

狂犬病予防屋外集合注射

狂犬病は致死率の高い非常に危険な病気です。犬を飼育する方は、愛犬に毎年必ず狂犬病予防注射を受けさせ、犬鑑札と注射済票を常に装着させましょう。昨年同様、4月に屋外集合注射を実施します。日程・会場の詳細は、3月下旬に発送予定の狂犬病予防注射のご案内または市HPをご覧ください。なお、各会場とも、雨天実施(荒天中止)となります。

費 1頭につき3750円(注射代3200円、注射済票交付手数料550円) / 集合注射が中止の場合は、市HPでお知

らせします。

問 生活衛生課 ☎722・6727

固定資産税(評価・公課)証明書を取得する方へ

年度当初(4月3日～13日ごろ)の税証明(207番)窓口は大変混み合い、待ち時間も非常に長くなります。お急ぎでない方は、なるべく郵送での申請をお願いします。来庁する場合は、その期間を避けていただくか、下記の予想待ち時間を参考に、時間に余裕を持っておいでください。なお、郵送申請の詳細は、市HPをご覧ください。か、お問い合わせください。

○税証明(207番)窓口の予想待ち時間

4月3日(月)～7日(金)=2時間以上、4月10日(月)、11日(火)=1～2時間、4月12日(水)、13日(木)=1時間程度

問 市民税課 ☎724・2874

④医療証をお送りします

問 子ども総務課 ☎724・2139

市では、4月1日から高校生等医療費助成制度(④医療証)を実施します。

3月末で中学校を卒業する④医療証をお持ちのお子さんは、保護者の所得審査を行い、限度額未満の場合は4月1日から有効の④医療証を3月下旬にお送りします。申請の必要はありません。

現在、高校1・2年生相当年齢の

お子さんと、所得制限限度額未満の方は申請が必要です。申請書提出後に所得審査を行い、限度額未満の場合は4月1日から有効の④医療証を3月下旬にお送りします。

※生活保護受給中、④医療証・④医療証(それぞれ負担無しの医療証)に該当のお子さんは対象ではありません。

所得制限限度額表

制度開始初回に当たる2023年4月1日～2023年9月30日の医療証は、令和4年度(令和3年中)の所得で審査します。

扶養人数	所得制限限度額	収入額の見込 (給与収入のみの場合)
0人	622万円	833万3000円
1人	660万円	875万6000円
2人	698万円	917万8000円
3人	736万円	960万円

※扶養人数は税法上の同一生計配偶者及び扶養親族の人数(施設入所児童を除く)です。
 ※所得(給与収入の場合は給与所得控除後の金額)から、各種控除後の金額で審査します。詳細はお問い合わせください。

農業研修の修了式を行いました

問 農業振興課 ☎724・2166

2月12日に市庁舎で町田市農業研修修了式を行いました。今年度は第12期生11人が、約2年の研修を修了しました。式典では、修了生から「収穫量を大幅に増やすことができた」「農業の扱い方を学べた」等の発表がありました。



記念品をプレゼント!

市内各地でマイナンバーカードの申請を受け付けます

問 市民課 ☎860・6195

当日、会場で申請用写真を無料で撮影し、その場でカードの申請ができます。なお、カードの発行には2～3か月程かかります。申請した方には記念品をプレゼントします(先着順、無くなり次第終了)。
 ※マイナポイント事業第2弾につ

いては、国のマイナポイント事業HPをご覧ください。か、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)へお問い合わせください。

対 市内在住で、マイナンバーカードの申請をしたことがない方

実施日	受付時間	会場
3月18日(土)	午前10時～午後5時	和光大学ポプリホール鶴川3階会議室・託児室
3月25日(土)、26日(日)	午前10時～午後5時	小田急百貨店町田店6階北側エスカレーター脇(原町田6-12-20)

高額介護合算療養費のお知らせ

問 国民健康保険の高額介護合算療養費について=保険年金課保険給付係 ☎724・2130、後期高齢者医療保険の高額介護合算療養費について=保険年金課高齢者医療係 ☎724・2144

高額介護合算療養費制度とは、計算期間中(2021年8月1日～2022年7月31日)に世帯内で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計額が自己負担限度額(表1参照)を超えた場合に、申請により超えた額を払い戻す制度です。ただし、自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給の対象外となります。また、自己負担額には含まれないものもあります(表2参照)。

高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、既に払い戻しを受けた分は自己負担額から差し引きます。また、70歳未満の国民健康保険加入者の場合、1か月に1つの病院等で支払った自己負担額が2万1000円未満の場合は、

表2 自己負担額に含まれないもの

医療	保険外の診療、入院時の食費・居住費、差額ベッド代等
介護	保険外の介護(予防)サービス、入所時の食費・居住費(滞在費)、特定福祉用具購入費(特定介護予防福祉用具購入費)、住宅改修費(介護予防住宅改修費)

高額介護合算療養費の対象外です。

【対象者には申請のご案内をお送りしています】

後期高齢者医療保険は3月中旬、国民健康保険は3月末にお送りします。なお、次の方にはご案内をお送りできない場合があります。

計算期間中に①市区町村を越えて住所が変わった②医療保険が変わった③医療保険の資格を喪失した
 ※ご案内が届かない方で制度に該当すると思われる方は、2022年7月31日の時点で加入していた医療保険担当へお問い合わせください。
 ※会社等の健康保険は、健康保険組合などへお問い合わせください。

表1 高額介護合算療養費自己負担限度額表

後期高齢者医療保険加入の方

所得区分	世帯限度額	
	1 現役並み所得者(負担割合3割の方)	Ⅲ(課税所得690万円以上)
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
2 一般(1、3、4以外の方)、自己負担が「2割」の方を含む		56万円
3 住民税非課税等	区分Ⅱ(住民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方)	31万円
4 住民税非課税等	区分Ⅰ(住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない、または老齢福祉年金を受給している方)	19万円

国民健康保険加入の方(70～74歳)

所得区分	世帯限度額	
1 現役並み所得者(負担割合3割の方)	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	212万円
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	141万円
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	67万円
2 一般(1、3、4以外の方)		56万円
3 低所得Ⅱ(住民税非課税世帯で低所得Ⅰに該当しない方)		31万円
4 低所得Ⅰ(住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない方)		19万円

国民健康保険加入の方(70歳未満)

所得区分	所得要件(所得から基礎控除額を引いた額の合計)	世帯限度額
ア	901万円超	212万円
イ	600万円超～901万円	141万円
ウ	210万円超～600万円	67万円
エ	210万円以下	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円